四　道路の種類　一般国道
(一)　路線名　二百三十八号
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別九八三番一から同村浜鬼志別六六番二まで	前	一一・〇メートル	一・三五二キロメートル
	後	一一・〇メートル	一・三五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

五　道路の種類　一般国道
(一)　路線名　三百三十四号
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町字日の出四〇番四二から同町字日の出国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一一四五林班ち小班まで	前	一〇・七八メートル～一六・九六メートル	〇・四五二キロメートル
	後	一四・九六メートル～四二・五九メートル	〇・四五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道余市郡仁木町北町九丁目五番地先から同町北町一〇丁目一番まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百二十九号	北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村字ポロシマ九番二一から同村大字神恵内村字オネナイ国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一一八七林班ろ小班まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十八日

○北海道開発局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北見市常川九四四番地内	前	八〇・一三三メートル～一一二・四三メートル	〇・一六七キロメートル
	後	一〇〇・七六メートル～一二七・〇九メートル	〇・一六七キロメートル
北見市広郷一四二〇番二から同市広郷四三六番一まで	前	三一・九五メートル～五四・八九メートル	〇・一八一キロメートル
	後	三五・一六メートル～五九・〇七メートル	〇・一八一キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年12月28日

近畿地方整備局長　上総　周平

道路の種類	路線名	区間
一般国道	24号	五條市新町1丁目1005番3から同市新町2丁目837番6までの上下線

財政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり今後目指すべき地方税財政の方向と平成二十三年度の地方税財政対策についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十二年十二月二十八日

総務大臣　片山　善博

今後目指すべき地方税財政の方向と
平成23年度の地方税財政対策についての意見

平成22年12月13日

地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方税財政の方向と平成23年度の地方税財政対策について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～住民が安心を得られるために～

雇用の不安、育児の不安、老後の不安。若者も、母親も父親も、高齢者も、不安だらけである。生活を第一に考えるならば、その不安を取り除かなければならない。どこに住んでも、特に重い負担をしなくとも、標準的な行政サービスを受けられることが安心を得る第一条件であろう。そのサービスを住民の身近で担うのが地方自治体である。住民へのサービスを支え、住民の不安を解消できるような地方税財政を目指さなければならない。

もちろん、サービスの仕方や重点の置き方は地域によって違っていい。住民が望むようなサービスが提供されなければ、本当の安心はない。サービスに必要な費用負担も、住民が受け入れられるものでなければならない。過去15年にわたって、地方分権改革―地域主権改革に取り組んできたのも、それぞれの地域が自由にサービスとその費用負担の仕方を決められるようにするためである。

住民の安心を保障し、住民の自由な意思決定を可能にする地方税財政のあり方については、長年にわたる議論と検証を経て合意を形成してきた歴史がある。60年ほど前に基本的な考え方を示したシャウプ勧告や、その中身をよりきめ細かく定式化した欧州評議会の欧州自治憲章やそれに続く一連の勧告などがそれに当たる。混迷し、先行きが見通せない時期には、こうした自治の原点ともいえる考え方に立ち返るべきである。

当審議会は以上のような基本認識の下に、中長期を視野に入れた「第一　今後目指すべき地方税財政の方向」と当面実施すべき「第二　平成23年度の地方税財政対策」をまとめた。

第一　今後目指すべき地方税財政の方向

1　地方税

(1)　目指すべき地方税体系

自分たちが望むサービスを供給するのに必要な費用は、自分たちが負担する財源で賄える。それが自治の理想の形である。その理想に一歩でも近づこうとする時、これまで国と地方の税源配分の不均衡が壁になってきた。

地方が担っている仕事量（歳出）の方が国の仕事量（歳出）よりも多いのに、国税収入の方が地方税収入よりも多いのである。しかも、保育や介護などの社会保障サービスを中心に、地方自治体が担う仕事量はますます増大すると見られるから、放置しておくと税源配分の不均衡は一層拡大しかねない。

まずは国と地方の税源配分を5：5にすることを今後の改革の目標とすべきである。その際、地域間の税収格差を拡大しないようにするためには、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系にしなければならない。地方消費税の充実はその有力な方法である。